

2012年度（第7回）北海道ミッドアマチュアゴルフ選手権予選競技（道央2地区）

開催日：2012年8月26日(日)

会場：アルペンゴルフクラブ(東・中)

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球はR&A発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b,c,dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則6-8b注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

7. 移動

正規のラウンド中、競技者の共用の乗用カートの使用はこれを認める。

共用するプレーヤーが交替でカートを運転するものとし、カートを運転させる目的で特定の者を雇ってはならない。

共用の乗用カートは、プレーヤーの携帯品の一部とする。

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。(ゴルフ規則177p参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は、白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. コース内のすべての水域は、ラテラル・ウォーターハザードとし、赤杭をもってその限界を標示する。
4. No.2(東No.2)・No.4(東No.4)・No.7(東No.7)・No.8(東No.8)・No.9(東No.9)・No.11(中No.2)・No.12(中No.3)・No.17(中No.8)・No.18(中No.9)ホールにおいて、球が特別標示区域(赤リボンにて標示)を最後に横切り、ラテラル・ウォーターハザードに入ったことがわかっているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは規則 26 に基づく処置または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに球をドロップ区域にドロップすることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. コース内の土留めの枕木は、コースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延については、ゴルフ規則 6・7 を適用する。(ゴルフ規則 68p 参照)
4. 当コースには打ち放し練習場がありませんので予めご了承下さい。

競技委員長 木村良三